

I 第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は平成19年3月、第一次琴浦町総合計画基本構想（以下、「基本構想」という）及び基本計画（前期計画）（以下、「前期計画」という）を策定し、「自然と調和した住みよい環境のまち（生活環境）」「希望に満ち健やかに笑顔広がるまち（人のこころ）」「誇り高くみんなでつくる共生のまち（地域社会連携）」を基本理念に掲げ、町の将来像「自然と歴史が調和した心豊かなふるさと未来」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

第一次琴浦町総合計画基本計画（後期計画）（以下、「後期計画」という）は、この基本構想の実現を目指して、前期計画をベースに置きながら前期計画の検証を踏まえ、今後5年間の総合的・計画的な町政運営の指針として策定したものです。

後期計画においては、こうした考え方に基づいて、基本構想で定めた5つの基本施策ごとの目標とその実現のための主要施策・主要事業及び具体的方策を示しました。具体的方策の実施にあたっては、平成23年10月に実施した町民アンケート調査の結果を参考にしながら、以下の10項目を重点的な取組みの方針とします。

【重点的な取組みの方針】

- ① 町民が魅力を感じて安心して働くことができるような産業基盤を整備するため、雇用創出、産業振興、企業誘致を推進する取組みであること。
- ② 災害に強い地域づくり、安全に暮らせる環境づくりが図られる取組みであること
- ③ 安心して子育てができるとともに、未来を担う子どもたちの幸福につながる取組みであること。
- ④ だれもが生涯にわたり暮らしやすく、人権が尊重される取組みであること。
- ⑤ 町民が主体的に町政に参画する、協働性を重んじる取組みであること。
- ⑥ 徹底的な見直しを行って無駄を省き、効率化を図る取組みであること。
- ⑦ 有意義な未来への投資に積極的に対応する取組みであること。
- ⑧ 地域の資源を活かし、新しい価値を創造する取組みであること。
- ⑨ 琴浦町ならではの、独自の施策を生み出す取組みであること。
- ⑩ 琴浦町の持つ可能性を活かし、町民の知恵と力を結集させることにより持続可能な地域を作るための取組みであること。

前期計画の策定段階では、明確な数値目標を示していませんでしたが、後期計画の策定段階から、主要事業ごとに可能な限り数値目標を設定しました。設定した目標の達成状況を把握することによって、事業の進行管理にも役立てる目標管理型の計画としました。

そのため、後期計画では毎年、進捗状況の把握を行います。この結果によっては、事業の見直しが発生する場合も考えられます。

2. 計画の期間

後期計画の計画期間は、2012(平成24)年度から2016(平成28)年度までの5年間とし、目標年度は基本的に2016(平成28)年度としています。